

# 議 会 運 営 委 員 会

令和5年8月25日(金)

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

---

## 議 題

- 1 令和5年9月浜田市議会定例会議について
  - (1) 原油価格・物価高騰対策事業(案)について 資料 1-1
  - (2) 令和5年9月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案について 資料 1-2、1-3  
・ 請願文書表(案) 資料 1-4
  - (3) 令和5年9月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料 1-5、1-6
  - (4) その他
- 2 令和5年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について 資料 2
- 3 常任委員会が所管する事項の見直しについて
- 4 浜田市議会議員政治倫理条例の改正について 資料 3
- 5 浜田市議会議員請負の状況の公表に関する条例の制定について 資料 4
- 6 その他

## 原油価格・物価高騰対策事業【案】について

※ 9月市議会定例会議に補正予算上程予定であり、財源は主に地方創生臨時交付金を活用します。

※ 9事業 1億9,079万円（各事業費について、万円単位に切り上げているため、補正予算資料の合計額（1億9,077万円）とは一致しません）

NO	担当課	事業名	事業内容等	事業費 (万円)
1	子ども・子育て支援課	子育て世帯応援給付金	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、18歳以下の児童を養育している者に対し、給付金を支給する。 ○給付額：児童1人あたり 15千円 ○事業費の内訳 ・子育て世帯応援給付金 106,500千円 ・事務費 5,360千円	11,186
2	地域活動支援課	予約型乗合タクシー等運営事業	高齢者等の移動に要する費用負担の軽減を図るため、あいのりタクシー等運行支援事業補助金の上限額を引き上げる。 ○補助上限額：1団体あたり500千円 → 800千円 ※ 既存予算を150万円増額	150
3	地域活動支援課	敬老福祉乗車券交付事業	高齢者等の移動に要する費用負担の軽減を図るため、敬老福祉乗車券の購入上限冊数を引き上げる。 ○購入上限冊数：1人あたり10冊 → 15冊（浜田駅から半径8km以上の町の居住者は 15冊 → 20冊） ※ 既存予算を2,613万円増額	2,613
4	地域福祉課	障がい福祉サービス施設物価高騰対策応援金	市内障がい福祉サービス施設に対し、応援金を支給する。 ○支給額：60千円～360千円（入所系、グループホーム等のサービス種別に応じて決定） ○対象施設数：112施設	1,028
5	健康医療対策課	介護施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金	市内介護施設・老人福祉施設等に対し、応援金を支給する。 ○支給額：60千円～720千円（入所系、通所系等のサービス種別に応じて決定） ○対象施設数：152施設	1,977
6	子ども・子育て支援課	保育施設物価高騰対策応援金	市内保育施設に対し、応援金を支給する。 ○支給額：60千円～240千円（定員に応じて決定） ○対象施設数：28施設	324
7	健康医療対策課	医療機関等物価高騰対策応援金	市内医療機関等に対し、応援金を支給する。 ○支給額：60千円～120千円（病院、診療所等の施設種別に応じて決定、病床等の加算あり） ○対象施設数：103施設	1,578
8	地域活動支援課	地域公共交通事業者支援事業	市内タクシー事業者に対し、燃料費の一部を支援する（令和4年度からの継続支援）。 ○補助対象期間：令和5年4月～令和5年9月 ○補助率：価格高騰した燃料費相当額の1/2	154
9	農林振興課	畜産経営緊急支援事業	小規模畜産農家に対し、飼料購入費の一部を支援する（令和4年度からの継続支援）。 ○補助対象期間：令和5年1月～令和6年3月 ○補助率：県が定めた基準価格を超えた額の1/2（配合飼料76,165円/t、輸入粗飼料64,908円/t）	69

令和 5 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (27 件)

〔決算認定 10 件、条例関係 5 件、財産の取得 1 件、財産の処分 1 件、  
工事請負契約の変更 1 件、市道路線の廃止 1 件、市道路線の認定 1 件、  
補正予算 4 件、同意 3 件〕

- 認定第 1 号 令和 4 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 認定第 3 号 令和 4 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 認定第 4 号 令和 4 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 認定第 5 号 令和 4 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 認定第 6 号 令和 4 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 認定第 7 号 令和 4 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 認定第 8 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 4 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について
- 議案第 45 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につい  
て
- 議案第 48 号 浜田市雇用促進住宅条例を廃止する条例について
- 議案第 49 号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議案第 50 号 財産の取得について (スクールバス)
- 議案第 51 号 財産の処分について (雇用促進住宅)
- 議案第 52 号 工事請負契約の変更について (市道日脚治和線 (周布橋)  
既設橋梁撤去工事 (その 2))

- 議案第 53 号 市道路線の廃止について（美川南 2 号線外）
- 議案第 54 号 市道路線の認定について（浜田 567 号線外）
- 議案第 55 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 56 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 57 号 令和 5 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 58 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 2 号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 同意第 3 号 浜田市公平委員会委員の選任について
- 同意第 4 号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

#### 報告（6 件）

- 報告第 16 号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その 2））
- 報告第 17 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 18 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 19 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 20 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 21 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

## 令和5年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 6件、福祉環境委員会 1件、産業建設委員会 5件、  
 予算決算委員会 14件  
 ※即決…1件

## 市長提出議案等（議案27件）

議案等番号	件名	付託先等
認定第1号	令和4年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について	予算決算委員会
認定第2号	令和4年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第3号	令和4年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	令和4年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	令和4年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	令和4年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	令和4年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第8号	令和4年度浜田市水道事業会計決算認定について	〃
認定第9号	令和4年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について	〃
認定第10号	令和4年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について	〃
議案第45号	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第46号	浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例について	〃
議案第47号	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第48号	浜田市雇用促進住宅条例を廃止する条例について	産業建設委員会
議案第49号	浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 9月11日即決
議案第50号	財産の取得について（スクールバス）	総務文教委員会
議案第51号	財産の処分について（雇用促進住宅）	産業建設委員会
議案第52号	工事請負契約の変更について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2））	〃
議案第53号	市道路線の廃止について（美川南2号線外）	〃
議案第54号	市道路線の認定について（浜田567号線外）	〃

議案第55号	令和5年度浜田市一般会計補正予算（第4号）	予算決算委員会
議案第56号	令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	予算決算委員会
議案第57号	令和5年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算委員会
議案第58号	令和5年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算委員会
同意第2号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務文教委員会
同意第3号	浜田市公平委員会委員の選任について	〃
同意第4号	浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃

請願（1件）

議案等番号	件名	付託先等
請願第7号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について	産業建設委員会

市長報告事件（6件）

報告等番号	件名
報告第16号	専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2））
報告第17号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第18号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第19号	浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第20号	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
報告第21号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 5 年 9 月浜田市議会定例会議

## 請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
7	森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	一般社団法人 島根県木材協会 浜田支部 支部長 浦田 明彦	西田 清久 串崎 利行	R5. 8. 18
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
産業建設委員会				
<p><b>【請願の要旨】</b> 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて、国に対し意見書の提出を求める</p> <p><b>【理由】</b> 森林環境譲与税は、森林経営管理制度とともに令和元年に導入され、島根県内においても、間伐等の森林整備や路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、市町村等の推進体制の強化に活用されており、行政と民間が一体となって取り組んでいる「伐って使って植えて育てる」循環型林業の推進のための原動力となっています。</p> <p>令和 4 年度の島根県内の執行状況は、県市町村とも単年度譲与額を大きく超える額を予算化して執行されており、令和元年度からの累計でも高い執行率となっています。</p> <p>現在、国産材を使っていこうとする動きが強まっており、これを機に森林・林業・木材産業を成長させ、山村地域を支える産業として発展させることが我々の使命であると考えています。</p> <p>つきましては、今後とも、山村地域の活性化のための貴重な財源である森林環境譲与税をより一層有効に活用し、循環型林業を実現させていくために、下記事項について国に対して意見書の提出を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>森林の整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林の多い地域への配分を高めること</p>				

## 令和5年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間等	
8月	25日	(金)	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
			議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～	
	26日	(土)				
	27日	(日)				
	28日	(月)				
	29日	(火)				
	30日	(水)		一般質問説明用パネル提出締切	【締切】12時	
31日	(木)					
9月	1日	(金)	1 開会 提案説明	議場	10時～	
			全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
			総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後	
			福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後	
			産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後	
	2日	(土)	2			
	3日	(日)	3			
	4日	(月)	4	一般質問	議場	10時～
	5日	(火)	5	一般質問	議場	10時～
				一般質問	議場	10時～
	6日	(水)	6	議会運営委員会	全員協議会室	本会議終了後
				一般質問	議場	10時～
	7日	(木)	7	議会改革推進特別委員会	全員協議会室	本会議終了後
				一般質問	議場	10時～
	8日	(金)	8	休会		
	9日	(土)	9			
	10日	(日)	10			
	11日	(月)	11	議案質疑	議場	10時～
				予算決算委員会（閲覧資料要求決定）	全員協議会室	本会議終了後
	12日	(火)	12	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	13日	(水)	13	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	14日	(木)	14	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	15日	(金)	15	予算決算委員会（9月補正審査）	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～
	16日	(土)	16			
	17日	(日)	17			
	18日	(月)	18			
	19日	(火)	19	休会		
	20日	(水)	20	休会		
	21日	(木)	21	予算決算委員会（総務文教）	全員協議会室	10時～
22日	(金)	22	予算決算委員会（福祉環境）	全員協議会室	10時～	
23日	(土)	23				
24日	(日)	24				
25日	(月)	25	予算決算委員会（産業建設）	全員協議会室	10時～	
26日	(火)	26	予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～	
			討論通告期限		【締切】17時	
27日	(水)	27	予算決算委員会（附帯意見協議）	全員協議会室	10時～	
			対抗討論通告期限		【締切】13時	
28日	(木)	28	採決	議場	10時～	
			全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
			議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後	
29日	(金)					
30日	(土)					



## 令和 5 年 9 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

(陳情受付件数 5 件)

- 総務文教委員会 2 件、福祉環境委員会 2 件、産業建設委員会 1 件、計 5 件
- 委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0 件

陳情 番号	件名	付託先案
101	湯屋温泉供給料金の引き下げの陳情について	産業建設委員会
102	地方税統一 QR コードを活用した地方税等納付方法の速やかな導入を求める陳情について	福祉環境委員会
103	浜田市の公共施設に関する計画の進捗管理について、計画上の更新投資額及び維持管理費と、実際にかかった更新投資額及び維持管理費を比較管理、公表することを求める陳情について	総務文教委員会
104	QR コード納税の陳情について	福祉環境委員会
105	公共施設再配置実施計画の陳情について	総務文教委員会

## ○浜田市議会議員政治倫理条例

平成20年6月20日条例第25号

## 改正

平成25年11月1日条例第44号

令和3年7月7日条例第27号

(目的)

**第1条** この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

**第2条** 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。

2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。

3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守等)

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにす

るよう努めなければならない。

(請負契約に関する遵守事項)

**第4条** 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛を求めよう努めるものとする。

(審査請求)

**第5条** 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

(1) 議員 議員2人以上が連署する書面

(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面

(審査会への審査要請)

**第6条** 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。

(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)

**第7条** 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。

(審査会の委員)

**第8条** 審査会の委員は、6人とする。

2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限)

**第9条** 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。

3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。

(議員の協力義務)

**第10条** 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。

(釈明の機会の保障)

**第11条** 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(虚偽報告等の公表等)

**第12条** 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第15条に準じた措置を講ずることができる。

(審査結果の報告等)

**第13条** 審査会は、第6条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。

(審査会の公開)

**第14条** 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

(政治倫理基準違反に対する措置)

**第15条** 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。

(審査結果の尊重)

**第16条** 審査対象議員は、第13条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(贈収賄罪等の刑確定後の措置)

**第17条** 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。

(委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年11月1日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年7月7日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在職する委員の任期は、この条例による改正前の浜田市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定にかかわらず、施行日に満了する。

## 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、浜田市議会議員（以下「議員」という。）が浜田市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

## (報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における浜田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

## (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

## (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

## (報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

## (報告等の保存及び閲覧等)

第 4 条 第 2 条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年度における請負から適用する。

# (案)

## 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年浜田市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、請負状況等訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にすることができる。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、請負状況等複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)



第 6 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限が、浜田市の休日  
を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下  
「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみな  
す。

2 第 4 条第 1 項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閲  
覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧  
開始日とみなす。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年度における請負から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等報告書

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等訂正届

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

氏名

住所又は居所

〒

TEL ( )

請負状況等複写申込書

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲